組織変更及び資本準備金の額の減少公告

当社は、合同会社に組織変更すること及び資本準備金の額を十六億九千六百七万二千百二十九円減少することにいたしました。

組織変更後の商号は合同会社バンカーズ・クラウドクレジット・ファンディングとします。

組織変更の効力発生日は令和九年一月一日、資本準備金の額の減少の効力発生日は令和八年十二月一日です。

これらに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://holding.bankers.co.jp/koukoku/

令和八年十月二十六日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目八番一号

株式会社バンカーズ・クラウドクレジット・ファンディング

代表取締役　廣津　朋憲

自己株式取得事項の通知公告

当社は、令和八年十月二十三日開催の当社取締役会において、令和八年十月二十三日開催の第八十七期定時株主総会決議を受け、自己株式の取得を実施することを決議いたしましたので左記のとおり公告いたします。

記

一、取得する株式の種類　当社普通株式

二、取得する株式の総数　五万株を上限とする。

三、株式一株当たりの取得金額　七千五百円

四、株式の取得価額の総額

三億七千五百万円を上限とする。

五、取得方法　株主全員に譲渡の勧誘をする方法とする。

六、取得する期間（株式譲渡の申込み期間）

令和八年十月二十六日～令和八年十一月四日

令和八年十月二十六日

東京都港区元赤坂一丁目五番二七号

佐藤製薬株式会社

代表取締役社長　佐藤　誠一

事業譲渡につき通知公告

当社は、令和八年十月十六日、株主総会の決議（会社法第三百十九条第一項によるみなし決議）により、当社が保有する子会社株式の全部を、令和八年十一月十六日を効力発生日として株式会社シルクアセットマネジメントに譲渡することを承認いたしましたので、公告いたします。

・効力発生日　令和八年十一月十六日

・株式買取請求権の行使期間　令和八年十月二十七（効力発生日の二十日前）から令和八年十一月十五日

令和八年十月二十六日

東京都渋谷区神宮前五丁目五一番八号ラ・ポルト青山二Ｆ七　株式会社齋藤太郎兵衛

代表取締役　齋藤　淳

新設分割及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設するＬＩＮＥ　Ｄｉｇｉｔａｌ　Ｆｒｏｎｔｉｅｒコミュニケーションズ株式会社（住所東京都港区赤坂九丁目七番一号）に対して当社のストア事業に関する運用管理およびこれに関連する事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

また、当社は、資本金の額を八十億九百七十万五千九百十三円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この新設分割及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月六日

掲載頁　八頁

令和八年十月二十六日

東京都港区赤坂九丁目七番一号

ＬＩＮＥ　Ｄｉｇｉｔａｌ　Ｆｒｏｎｔｉｅｒ株式会社

代表取締役　森　啓

新規信託分割の公告

三井住友信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和八年十一月三十日付で左記一の信託を新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

株式会社ネクスレイ

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び契約名称

令和四年十一月三十日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割の効力が生じる日以後の従前の信託及び新たな信託財産責任負担債務の履行の見込みについても、いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号

三井住友信託銀行株式会社

電話番号　〇三―五二三二―三〇二六

令和八年十月二十六日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

営業所　東京都港区芝三丁目三三番一号

支配人　鈴木　雅士

配当公告

三重県桑名市長島町殿名八五九番地の二

破産者　株式会社澤田工業

右の者に対する津地方裁判所四日市支部令和八年（フ）第六十六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二五、三二八、五〇一円

（内優先債権額　金六六三、七三〇円）

一、配当することのできる金額

金一五、八五〇、四八二円

（内優先債権額　金六六三、七三〇円）

令和八年十月二十六日

三重県四日市市浜田町六番一一号サムティ四日市ビル七階

破産管財人　弁護士　山本　伊仁

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都大田区大森北四―一一―一一

株式会社ニシヤマ確定給付企業年金

清算人　阿部　徹

正誤

ページ	段	行	誤	正
三八	上	終りから四七	三三三十四分五十九秒	三三十五分九秒
〃	〃	〃	三四三十八秒	三十七秒
〃	〃	〃	三七十五秒	三十六秒
〃	〃	〃	三八十六秒	二十秒
〃	〃	〃	三九三十四分五十二秒	三十三分五十三秒
〃	〃	〃	四〇二十八秒	三十一秒
〃	〃	〃	四一二十五秒	三十二秒
〃	〃	〃	四二十六秒	三十四秒
〃	〃	六一下	二五十秒	四十二秒
〃	〃	〃	三十二分五十四秒	十三分二十一秒
〃	〃	〃	四四十秒	四十一秒
一一四	〃	終りから二	北緯三十五度	北緯三十三度
一一六	〃	〃	二二〇秒	四十二秒
〃	〃	〃	二〇〇秒	二十四秒
一二二	〃	一九行目の前に次を加える。		
一二二	上	終りから一九	十五	十六
〃	〃	〃	一七十六	十七
〃	〃	〃	一五十七	十八
〃	〃	〃	一三十八	十九

十五　北緯三十三度五十一分十九秒、東経百二十九度四十一分三十一秒の点

一二二ページ上段終りから一九行目の前に次を加える。

一二二ページ上段終りから一〇行目及び一一行目を削る。